

# 燕市立粟生津小学校 いじめ防止基本方針

令和6年3月修正

## 1 はじめに

この燕市立粟生津小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

## 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、粟生津小学校の全ての児童に関する問題であり、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として実施する。

そのために、以下の方針を基にして対策を講じていく。

- (1) いじめは、どの子どもにも、どの学級、どの学校にも起こる可能性があることを認識し、隠れた事象や子どものサインを見逃さないこと。
- (2) 学校の教育活動全体を通じて、全ての子どもたちに「いじめは絶対に許されない」ことへの理解を促すとともに、傍観的な態度も許されないこと。
- (3) いじめを受けている子どもの立場に立ち、心の痛みを親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢をもっていじめ問題を解決すること。
- (4) いじめの未然防止、早期発見、即時複数対応等の具体的な対策を教職員全体で行うこと。
- (5) いじめは学校内の問題ではなく、家庭、地域など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題であること。

## 3 いじめの定義

いじめとは、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条で、

**「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」**

とされている。

この定義を踏まえた上で、

○個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、苦痛を受けたとされる児童の立場に立って判断する。

○いじめには多くの態様があることから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努める。

○児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

また、「いじめ類似行為」に対しても、いじめと同様に学校が指導する。

**「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの**

をいう。

- ※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の子どもや、児童クラブ、塾やスポーツクラブ等当該子どもが関わっている仲間 や集団（グループ）等、当該子どもと何らかの人的関係を指す。
- ※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。
- ※3 具体的ないじめの態様の例（いじめ防止等のための基本的な方針 文部科学省 H29/3/14 より）
  - ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - ・仲間はずれ、集団による無視をされる
  - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - ・金品をたかられる ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - ・パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる 等

#### 4 いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

##### (1) 設置の目的

法の第 22 条を受け、当校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行なうために「いじめ・不登校対策委員会」という、いじめ防止等の対策のための組織（以下「組織」という。）を設置する。

##### (2) 構成員

校長・教頭・教務主任・生活指導主任・当該学級担任・養護教諭（必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等、外部の関係者も含む）

##### (3) 役割内容

- ① いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割（年度末に、いじめ基本方針の見直しを必ず実施。）
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や子どもの問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、情報の迅速な共有、関係のある子どもへの事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

##### (4) 地域・保護者との連携

- ① ◎保護者への意識啓発（法における保護者の責務等 第9条）

###### 保護者への意識啓発

ア 学校説明会等において、いじめの防止等に関する保護者責務と学校基本方針と具体的な取組について伝え、意識啓発を行う。

イ 人権意識・思いやり等の醸成を目的として保護者参加型の道德の授業を公開し、子どもの育ちを考える。

- ② ◎情報発信及び基本方針の周知（学校ホームページ、まちComi メール、学校教育説明会の活用）

- ③ 地域の活動によるいじめの未然防止（朝の交通安全指導、放課後の安全パトロール等）

##### (5) 関係機関等との連携

- ① 燕市教育委員会、警察、児童相談所、民生児童委員等との連携
- ② 中学校区保小中の連携の強化

## 5 いじめ防止等のための具体的な取組

### (1) いじめの未然防止のための取組

- ① 道徳教育の充実（道徳教育の全体計画、年間指導計画）
- ② 人権教育、同和教育の充実（人権教育、同和教育全体計画、年間指導計画）
- ③ 支持的風土による学級経営（全員参加型の話し合い活動、自主的・自立的な係活動）
- ④ 社会性の育成（スマイル班活動による異学年交流、お互いに認め合う集団づくり、共に関わり合う授業、特別活動による児童会行事、学校行事）
- ⑤ 子どもたち自身によるいじめ防止活動（いじめ見逃しゼロスクール集会）
- ⑥ 中1ギャップ解消の取組（中1ギャップ解消プログラム自校プラン）
- ⑦ 日常的な職員間の連携・情報交換

### (2) いじめの早期発見のための取組

- ① いじめ相談・通報窓口の設置
  - ・子ども → 担任・学校職員
  - ・保護者・地域住民 → 教頭・教務主任・生活指導主任
- ② 職員終会での情報交換
- ③ 定期的なアンケートの実施と教育相談の充実（いじめ防止等のための年間計画＝別紙）
- ④ 日常の子どもの観察

### (3) いじめへの即時対応の取組

**新潟県いじめ対応総合マニュアルを基にして対応**

- ① 燕市教育委員会への報告
- ② 組織を中心とした全教職員の協力体制による状況調査
- ③ いじめられている子どもの保護
- ④ いじめをしている子どもへの指導
- ⑤ いじられている子どもの保護者への対応
- ⑥ いじめをしている子どもの保護者への対応
- ⑦ その他の子どもに対する対応

## 6 いじめの認知及びその後の対応における留意事項

- (1) いじめを受けたとされる子どもの聴き取り等を行う際には、組織を活用した上で複数職員で行い、行為が発生した時点の本人周辺の状況を客観的に確認する。
- (2) 外見的にはけんかや悪ふざけのように見える行為でも、見えない所で被害が発生している場合があることや本人がその事実を否定する場合もあること等を踏まえ、状況等の確認を行い、いじめられた子どもの被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (3) いじめ行為の対象となる子ども本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、いじめたとする行為を行った児童に対する教育的な指導を適切に行う。（例：インターネット上での悪口等）
- (4) いじめに当たると認知した場合であっても、その全てが厳しい指導を要する場合は限らない。特に意図せずに、相手側の子どもに心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や教員の指導によらずして子ども同士の良好な関係を再び築くことができた場合等については、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導する等、柔軟な対応による対処も可能である。
- (5) いじめに係る行為の解消については、謝罪をもって安易に解決したとせず、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
  - ① いじめに係る行為が、少なくとも3ヶ月間継続して止んでいること。
  - ② いじめを受けた子どもが、心身の苦痛を感じていないこと。（本人及び保護者の確認が必要）
- (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、教育的な配慮や被害を受けた子どもの意向を尊重した上で、早期に警察に相談するものとし、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのある時は、直ちに警察に通報し、適切に援助を求め、連携して対応する。

## 7 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
  - ア 児童が自殺を企図した場合
  - イ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
  - エ 精神性の疾患を発症した場合 等
- ② いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
  - ア 年間30日を目安とする。一定期間連続して欠席しているような場合
- ③ 子ども・保護者からいじめ行為があり、重大事態に至ったと申し立てがあった場合

### (2) 重大事態発生時の対応

- ① 燕市教育委員会への報告を行い、調査を行う主体等について指導・助言を受ける。
- ② 学校が調査主体となった場合の対応
  - ア 組織による調査体制を整える。
  - イ 組織で事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - ウ いじめを受けた子ども及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
  - エ 調査結果を燕市教育委員会に報告する。
  - オ 燕市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。
- ③ 学校の設置者が調査主体となった場合の対応
  - ア 設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。
- ④ 子どもや保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

### (3) 重大事態の調査

- ① 重大事態が発生した場合は、基本調査と詳細調査を行う。
  - ア 基本調査は学校が行う。
  - イ 詳細調査は、専門委員会、又は学校を主体とする調査委員会いずれかで調査を実施するかを燕市教育委員会が判断する。
- ② 調査にあたっては、被害を受けた子ども、その保護者の要望、意見を十分に聞き取る。
- ③ 基本調査及び報告
  - ア 重大事態が発生した場合には、学校は、直ちに基本調査を実施し、その結果を、燕市教育委員会に報告する。
  - イ 基本調査にあたっては、以下の事項に留意する。
    - a 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にする。
    - b 在籍する全ての子どもや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施にあたっては、いじめを受けた子どもや情報を提供した子どもを守ることを最優先として行う。
    - c 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた子ども又はその保護者に提供する場合があることを、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。
    - d 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
    - e 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。

- f いじめを受けた子どもからの聴き取りが可能な場合
  - (a) いじめを受けた子どもからの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
  - (b) いじめを行った子どもに対して適切な指導を行い、いじめ行為を止める。
  - (c) いじめを受けた子どもの状況にあわせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- g いじめを受けた子どもからの聴き取りが不可能な場合（いじめを受けた子どもの入院や死亡などの場合）その保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。

④ 専門委員会が行う調査及び報告

- ア 学校は、専門委員会に対して、速やかに、基本調査の結果を伝える。
- イ 専門委員会は、速やかに調査を開始し、その結果を市教育委員会に報告する。
- ウ 学校は、専門委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

⑤ 学校主体の調査委員会が行う詳細調査及び報告

- ア 燕市教育委員会からの指示により、学校における重大事態の基本調査結果を受け、学校主体の調査を実施する。
- イ 学校は、学校いじめ対策組織を活用し、第三者（外部の専門家等）を加えた組織又は、新たな調査組織（第三者調査委員会）を組織することも検討する。組織の構成については、調査の公平性・中立性を確保する。

(4) 調査結果の提供

燕市教育委員会の指導を受け、以下に留意し、基本調査、詳細調査それぞれの調査結果を、いじめを受けた子ども・保護者及び、いじめを行った子ども・保護者に対して伝える。

- ① 調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた子どもやその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。
- ② 他の子どものプライバシーの保護など、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないよう留意する。

(5) 重大事態への対処の留意事項

学校は、学校で発生した重大事態に対して以下に留意して対応する。

- ① 必要かつやむを得ない場合には、緊急避難措置として子どもが他の学校への転学等の措置を行うことができるよう、学校間の連携を図る等の措置を行うなど、積極的な支援を行う。
- ② 児童や保護者等に不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりしないよう、子どもや保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信や個人のプライバシーに配慮する。
- ③ 子どもの自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講じることを目指し、遺族の心情に十分配慮しながら行う。
- ④ いじめの重大事態に関する調査結果の公表は、事案の内容や重大性、いじめを受けた子どもやその保護者の意向、公表した場合の子どもへの影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。公表する場合は、いじめを受けた子ども・保護者及び、いじめを行った子ども・保護者に対して、公表の方針を説明し、公表の方法及び内容を確認する。
- ⑤ 調査後、いじめを受けた子どもの状況に応じた継続的なケアを行う。いじめを受けた子どもが不登校となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行う。必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用する。

8 いじめ対応フロー図

